

お 知 ら せ



大阪府北部地震により被害をうけられましたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

つきましては、平成30年 6月 25日から災害救助法適用地域にお住まいのお客様について、今回の災害による被害に対しまして、当分の間次のとおりお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳、証書、印章等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでご相談ください。
2. ご事情により定期預金等の期限前払出または定期預金等を担保とする貸出につきましてもご相談に応じます。
3. 損傷通貨のお引換をいたします。
4. 支払期日が経過した手形につきまして、ご相談に応じます。
5. 手形の不渡停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分につきましても、ご相談に応じます。
6. 国債をなくされた方は、ご相談ください。

詳しいことは窓口へお問合せください。

以上